

## 中間試案たたき台(2)に対する修正提案

## 第1 契約の解除

## 1 解除の要件

## (1) (催告解除)

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その不履行が(契約の趣旨に照らして)軽微であるとき、その他その履行がなくても契約をした目的を達することができるときは、この限りではない。

## (2) (無催告解除)

当事者の一方がその債務の履行をしない場合において、その不履行が次に掲げる場合のほか、上記(1)の催告をしても、その不履行により契約をした目的を達することのできないことが明白であるときは、相手方は、催告をすることなく、契約の解除をすることができる。

## 【代案】

当事者の一方がその債務の履行をしない場合において、その不履行が次に掲げる場合のほか、その不履行により契約をした目的を達することのできないことが明白で、上記(1)の催告をしても意味のないときは、相手方は、催告をすることなく、契約の解除をすることができる。

ア (原案のまま)

イ (原案のまま)、または、(その債務の全部につき、履行が不能となったとき)

(3) (履行期前解除)

当事者の一方がその債務につき履行する意思がない旨を表示したことその他の事由により、その当事者の一方が履行期に履行する見込みがなく、かつ、これにより契約をした目的を達することのできないことが明白であるときは、相手方は、契約の解除をすることができる。

## 第2 危険負担

## 1 危険負担に関する規定の削除

## (1) 民法 534 条及び 535 条を削除するものとする。

(注)を新たに設ける。

(注) 民法 534 条を残置した上で、これを、特定物の給付危険の移転時期に関する一般的ルールとして、たとえば、「特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合において、その物が債務者から債権者に引き渡された後に(不動産について物権変動登記が引き渡しに先行するときはその後に)、その物が債務者の責に帰することができない事由によって滅失し又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、債権者の負担に帰する。」と、改めるという考え方がある。

(2) 民法 536 条 1 項について

二つの案を並立させる。

(甲案) これを削除するものとする。

(乙案) これを維持するものとする。

第 7 消滅時効

2 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

丙案を新たに設け、(注)を削除する。

【甲案】原案通り

【乙案】原案通り

【丙案】「権利を行使することができる時」(民法第 166 条第 1 項)という起算点から 10 年間(同法第 167 条第 1 項)という時効期間を維持した上で、事業者の有する契約に基づく債権については 5 年間の時効期間を新たに設けるものとする。

第 8 債権者代位権

2 代位行使の範囲

(注)を新たに設ける。

(注) 3 (1) に基づいて、債権者が相手方に対して、金銭その他の物の引渡しを求める場合には、3 (2) 後段による相殺禁止の定めを置くか否かにかかわらず、「債権者は被保全債権の範囲を超えてその権利を行使することができないものとする。」という考え方がある。

3 代位行使の方法等

(注)を次のとおり改める。

(注) 上記 (2) については、規定を設けるべきではない(相殺を禁止しない)という考え方のほかに、一定期間(たとえば1か月間)に限り相殺を禁止し、期間が経過した後は相殺を認めるという考え方がある。

第 9 詐害行為取消権

3 特定の債権者を利する行為の特則

(注)を新たに設ける。

(注) 上記 (1) については、イの要件を、「当該行為の当時、受益者が、支払不能であったこと又は支払停止のあったことを知っていたこと。」とする考え方がある。

上記 (2) については、イの要件を、「当該行為の当時、受益者が、他の債権者を害する事実を知っていたこと。」とする考え方がある。

6 詐害行為取消しの効果

(注)を新たに設ける。

(注) 1 (2)において、債務者を被告とせず、債務者に対する訴訟告知を義務付ける場合、「詐害行為取消しの訴えに係る請求を認容する確定判決は、債務者及び債務者の全ての債権者に対してその効力を有するものとする。」という考え方がある。

#### 7 詐害行為取消しの範囲

(注)を新たに設ける。

(注) 8 (1)ウ及び(2)において、債権者が自己に対する金銭その他の動産の引渡しまたは償還金の支払いを認めない場合には、後段を削除するものとする考え方がある。

#### 8 逸出財産の返還の方法等

(注)を新たに追加する。

(注) 上記(1)ウ及び(2)については、債権者は自己に対して金銭その他の動産の引渡しまたは償還金の支払いを認めないとする考え方がある。この場合、(3)と(4)は、削除することとなる。

(注)を変更する。

(注) 上記(4)については、規定を設けるべきではない(相殺を禁止しない)という考え方のほかに、一定期間(たとえば1か月間)に限り相殺を禁止し、期間が経過した後は相殺を認めるという考え方がある。